

令和 5 年度「我が国循環産業の海外展開事業化促進業務」質問回答
(説明会の質問受付分)

質問事項	回答
説明会実施中の説明資料等は共有可能か。	説明会中に使用した動画データを Youtube にアップロードし、財団 HP にて掲載しております。
等級に対応した民間企業における役職が記載されていないため、先般の公募説明会で民間企業の役職に対応した等級はどのように記載したらよいか。	下記 2 の資料にて宿泊料の区分が民間企業の役職に対応した形で記載されています。 2 の資料では区分の箇所が等級を表しておらず①～④という記載になっていますが、金額を見ると 1 の資料の「指定職の者」以下を指すものであるため、 民間企業の場合、 ・部長級以上→指定職の者 ・課長級→7 級以上 ・課長代理・係長・主任級→6 級以下 3 級以上 ・係員以下→2 級以下 となります。 ※根拠となる資料は以下をご参照ください。 1.siryoun1.pdf (cas.go.jp) p-13 を参照 2.001229358.pdf (mlit.go.jp) p-3 を参照
共同実施者として応募する場合、提出書類には JV 協定書等の書類（写し）提出が必要か。	共同実施者として応募する場合は、公募要領 p-1 (2) 業務の申請者及び業務体制の要件⑦を参照いただき、要件に適しているかご確認ください。要件に適合している場合は、コンソーシアム協定書等の確認書類提出をお願いする場合があります。
応募資格について令和 4・5・6 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の 販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者と記載があるが、3 つすべてが D 以上でないと申請はできないのか。	令和 4・5・6 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の 販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時までいずれか一つでも「D」級以上であれば申請可能です。